

長門市国土強靱化地域計画

令和3年（2021年）2月
令和8年（2026年）3月改訂

山口県長門市

< 目次 >

I はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 地域計画の位置付け	2
3 計画期間	2

II 基本的な考え方

1 国土強靱化の目標	
(1) 国土強靱化の基本理念	2
(2) 基本目標	3
(3) 事前に備えるべき目標	3
(4) 基本的な方針	4
(5) 計画の推進	4

III リスクシナリオの設定

1 想定する大規模自然災害	
(1) 対象とする大規模自然災害	4
(2) 想定する大規模自然災害の特定	5
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3 施策分野の設定	7

IV 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	
(1) 脆弱性評価の意義	7
(2) 脆弱性評価の流れ	8
2 現行施策の評価	8

V 強靱化のための取組

1 国土強靱化に向けた方向性	19
2 重要業績評価指標(KPI)の設定	19
3 施策分野の役割	19

VI 計画の推進に向けて

1 計画推進	23
2 計画の進捗管理	23

3 計画の見直し等	
(1) 計画の推進期間	24
(2) 他の計画等の見直し	24
【別紙1】 施策プログラム単位業績指標一覧	25
【別紙2】 施策分野単位業績指標一覧	45
長門市国土強靱化地域計画【資料編】	57
1 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・ 減災等に資する国土強靱化基本法	58
2 長門市の特性	69
3 長門市管理漁港・漁港海岸一覧	71
4 想定断層位置図	71
5 個別事業一覧	72

I はじめに

1 計画策定の趣旨

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い、海上災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても一層の充実強化が求められている。

また、大規模自然災害による被害に対する復旧・復興も長期化している。このような現実を教訓に、これまでの大規模自然災害による被害に対する事後的な対策から、大規模自然災害が発生した場合であっても社会経済システムを維持し、被害を最小化し、さらに、迅速な復旧復興を図る事前の防災が重要である。

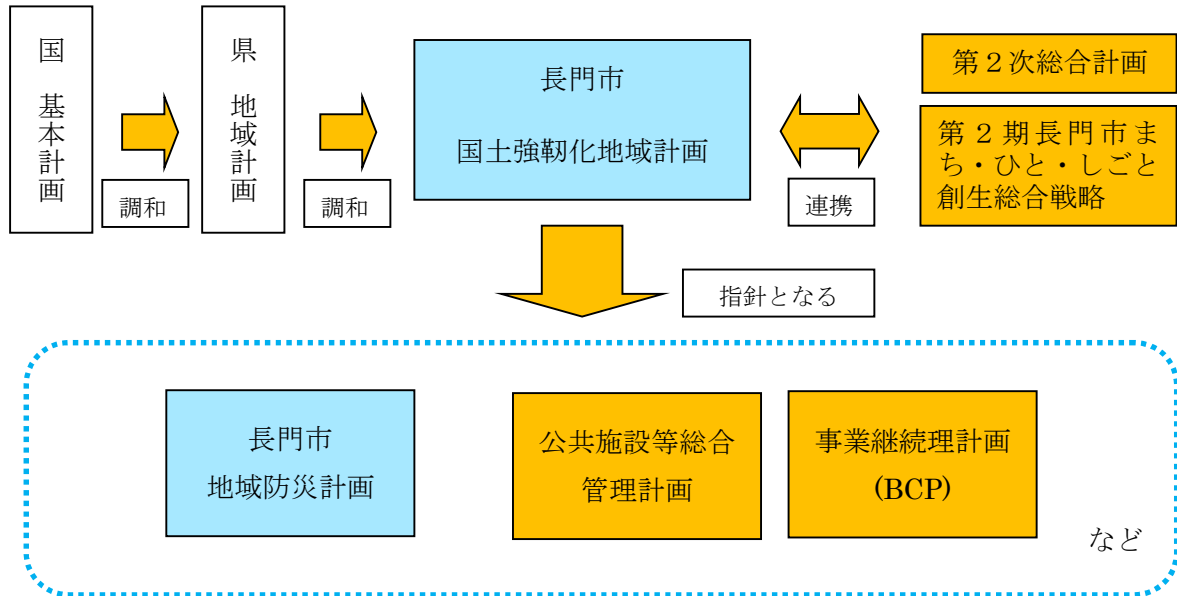
東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国は、基本法に基づき「国土強靱化基本計画」を策定した。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定され、山口県においては、県・市町・関係機関が一体となって総合的かつ計画的な強靱化に取り組むため、平成28年(2016年)3月に「山口県国土強靱化地域計画」が策定されている。

長門市においても、大規模自然災害に対する健康診断となる「脆弱性評価」を踏まえ、国や県など関係者相互の連携の下、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「長門市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定するもので、「国土強靱化基本計画」や「山口県国土強靱化地域計画」との調和を図ると共に、「長門市地域防災計画」をはじめとする本市の各種計画の指針となるものである。



3 計画期間

本計画の推進期間は、令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間とする。

また、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、おおむね3年目に中間見直しを行う。

社会経済情勢の変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画の修正を要する場合には、適宜見直しするものとする。

Ⅱ 基本的な考え方

1 国土強靱化計画の目標

(1) 国土強靱化の基本理念

長門市の国土強靱化は、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることを避けることができる「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築し、地域活性化と持続的な成長にもつなげる取組とする。

(2) 基本目標

(1)の基本理念の下に4つの目標による国土強靱化を実現しようとするものである。

長門市の国土強靱化の基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 長門市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

(3) 事前に備えるべき目標

(2)の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件として、大規模自然災害の発生直後からの復旧・復興プロセスでの時系列を考慮しながら、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。これらの目標は、国土強靱化基本計画と整合したものとした。

① 人命の保護	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
② 救助・救急、医療活動	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。
③ 行政機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。
④ 情報通信機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する。
⑤ 経済活動の維持	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。
⑥ ライフラインの確保	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
⑦ 二次災害の防止	制御不能な二次災害を発生させない。
⑧ 迅速な復旧復興	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(4) 基本的な方針

ア 強靱化に向けた取組姿勢

- (ア) 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- (イ) 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- (ウ) 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め、「自立・分散・協調」型の地域形成につなげていく視点を持つ
- (エ) あらゆるレベルの社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

イ 適切な施策の組み合わせ

- (ア) ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する
- (イ) 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町、民間と適切に連携及び役割分担し、強靱化に資する適切な対策を講ずる
- (ウ) 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

ウ 効果的な施策の推進

- (ア) 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- (イ) 既存の社会資本を有効活用し、民間資源の積極的な活用を図る
- (ウ) 効率的かつ効果的な施策推進のため取組を重点化する

エ 地域の特性に応じた施策の推進

- (ア) 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- (イ) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を講ずる
- (ウ) 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

(5) 計画の推進

第2次長門市総合計画や第2期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略等、本市の他計画との連携を図ると共に、国・県の強靱化計画と調和をとり、重要業績評価指標（KPI）による定量的な評価を行い、重点的に取り組むべき施策を設定する。

また、PDCA サイクルによる評価・検証を繰り返し、計画を推進する。

Ⅲ リスクシナリオの設定

1 想定する大規模自然災害

(1) 対象とする大規模自然災害

本計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本市において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強化化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後、地震発生が懸念され、本市に大きな被害を及ぼす可能性のある活断層等の大規模自然災害を想定する。

(2) 想定する大規模自然災害の特定

上記を踏まえ、本市で想定される大規模自然災害を以下のとおりに特定する。

想定する自然災害リスク

大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
① 地震	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 住宅密集市街地における火災の延焼 インフラ機能停止による避難、復旧の難航 	山口県地震防災対策推進検討委員会が平成20年3月に設定した断層による最大規模の地震動 ○参考とする過去の事象 ・平成28年熊本地震 ・平成28年鳥取県中部地震
② 津波	<ul style="list-style-type: none"> 建物の倒壊・流出等による死傷者の発生 広範囲な浸水による都市機能の停止 流出がれき等の散乱堆積による復旧長期化 	山口県地震・津波防災対策検討委員会が平成27年3月に公表した、見島付近西部断層、見島北方沖西部断層及びF60断層の地震による最大規模の津波（詳細資料編） ○参考とする過去の事象 ・平成23年東日本大震災
③ 豪雨・暴風雨	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨による河川の氾濫、建物の倒壊や流出による死傷者の発生 低平地の排水機能停止による長期間の冠水による経済活動の停滞 	これまでの気象統計に基づいて想定し得る最大規模の豪雨 ○参考とする過去の事象と対応等 ・平成11年9月台風18号 ・平成17年9月台風14号
④ 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土石流、崖崩れ等による死傷者の発生、住宅の倒壊 交通物流の寸断による孤立集落の発生 	時間80mm以上の『猛烈な雨』等を伴う短期的・局地的豪雨 ○参考とする過去の事象と対応等 ・平成21年7月県中部大雨災害(美祢市 桜山90.5mm) ・平成25年7月県北部大雨災害(萩市 須佐138.5mm)

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

大規模自然災害に対して、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」について設定する。ここでは、国の基本計画で設定されている45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、長門市の地形・地質的特性及び気候的特性を踏まえ、35の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

地域と特性を踏まえた35の「起きてはならない最悪の事態」の設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	【経済活動の維持】	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失
	8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「個別施策分野」を設定する。また、各目的の早期の実現を図るため、施策同士を効率的・効果的に組み合わせる「横断的分野」を設定する。

【個別施策分野】

1 行政機能/消防等
2 住宅・都市/環境
3 保健医療・福祉
4 産業・エネルギー
5 情報・通信
6 交通・物流
7 農林水産
8 国土保全・土地利用

【横断的分野】

9 リスクコミュニケーション
10 人材育成
11 官民連携
12 老朽化対策

IV 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

(1) 脆弱性評価の意義

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、長門市の強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセスである。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討する。

(2) 脆弱性評価の流れ

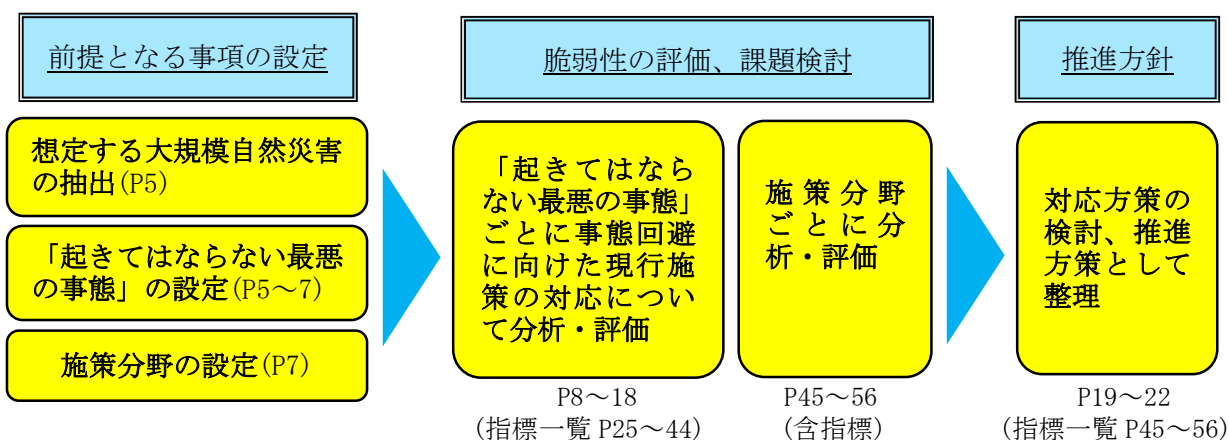
1. 最悪の事態ごとの脆弱性評価

- 想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価する。

2. 施策分野ごとの脆弱性評価

- その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価する。

(脆弱性評価の流れ)



2 現行施策の評価

大施策の評価は、前述した【**長門市が抱える課題と国土強靱化の基本目標**】(P 3)を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件としての8つの事前に備えるべき目標と、【**前提となる事項の設定**】の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、長門市の脆弱性を評価するものであり、「起きてはならない最悪の事態」に対して、設定した施策分野における取組状況を把握して弱点を洗い出し、課題を抽出するものである。

なお、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないか、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないかなどの点を確認する必要がある。

「Ⅲ 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定」(P 5~7)で設定した35の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に資する現行施策を抽出し、その対応について脆弱性評価を実施した概要をまとめた。

1 【人命の保護】

(起きてはならない最悪の事態が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	・耐震基準を満たさない建物・施設等の存在 等
2 大規模津波等による多数の死者の発生	・津波に係る情報提供の遅延・避難行動の遅れ 等
3 高潮など異常気象等による長期的な浸水	・河川が未整備、堤防の脆弱性、避難行動の遅れ
4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	・猛烈な雨、施設整備の遅れ、避難行動の遅れ
5 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	・情報提供や初動体制の遅れ

(脆弱性評価)

○施設等の適正な維持管理

官庁建築物の耐震化及び解体撤去は計画的に進められているが、公共施設等総合管理計画及びアクションプランに沿った解体撤去や維持管理、台帳整備を行う必要がある。

- ・不適格公共施設削減率(H28～20年間で、25%削減) R2削減率 2.6% (監理管財課)
- ・保育施設の耐震化率 R5 66.6% (子育て支援課)
- ・ブロック塀等安全対策実施(公共施設・学校・保育園) R1 100%

○民間施設の耐震化

民間の住宅、病院・店舗等の不特定多数が利用する建築物及び老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物の耐震化の促進を図る必要がある。また、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細やかな対策を行う必要がある。

- ・社会福祉施設の耐震化率 R1 100% (地域福祉課)
- ・住宅・建築物等の耐震化(住宅の耐震化) H18 54.0% (建築住宅課)
- ・住宅・建築物等の耐震化(大規模建築物の耐震化) H24 70% (建築住宅課)
- ・空家対策の推進(管理不適切空家率) H25 5.43% (建築住宅課)

○要配慮者対策の促進(避難行動要支援者対策の促進)

避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、長門市避難行動要支援者避難支援計画により避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の作成などの取組を促進する必要がある。

- ・個別計画策定率 R5 73.9% (地域福祉課)
- ・自主防災組織の設立支援 組織数 R5 21組織 (防災危機管理課)

○津波発生時の対応

津波が発生した場合に、住民が的確な避難行動が取れるよう、津波ハザードマップの作成や警戒避難体制の構築などのソフト対策を進める必要がある。

- ・津波ハザードマップの作成 H27公表実施済 (防災危機管理課)

○大規模洪水・土砂災害の発生対応

洪水・土砂災害時に住民が適時かつ迅速に避難できるよう、分かりやすい防災情報の提供強化、地域防災力の強化を推進する必要がある。また、洪水ハザードマップの作成等により、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。

- ・洪水ハザードマップの作成 H21公表実施済 [R3更新] (防災危機管理課)
- ・防災重点ため池のハザードマップの作成 R2公表実施済 (農林水産課)

○多様な情報伝達手段の確保

迅速な情報伝達や避難誘導の体制を確立するとともに、各種自然災害に伴う、情報伝達手段の多様性を確保しておく必要がある。

- ・防災マップweb版の構築 R3公表実施済 (防災危機管理課)
- ・災害時の情報伝達の強化 防災行政無線の機能維持 (防災危機管理課)
- ・災害時情報共有システムの構築 R3運用開始 (防災危機管理課)

2【救助・救急、医療活動】

(起きてはならない最悪の事態が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	・被害者の増大による相対的供給不足、救助・救援要員の不足
2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	・交通インフラ途絶による、救助・救援、資機材、人員の不足
3 消防等の被災による救助活動等の絶対的不足	
4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	・供給ルート途絶による活動の困難 ・停電による医療機関等の機能停止
5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	・医療関係者の不足 ・要配慮者への支援不足
6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・衛生資材の不足 ・衛生関係のインフラの被災 ・避難所の過密状態
7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・避難所の環境の悪化

(脆弱性評価)

○物資供給の長期停止

備蓄品目について、適正な備蓄量の確保を図るとともに、調達体制の機能強化を行う必要がある。また、既に締結している民間企業との食料調達や生活関連物資調達に係る協定を踏まえ、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

- ・一定期間、避難所での食料等の確保のため、計画的な備蓄 取組推進 (防災危機管理課)
- ・民間事業者との災害時応援協定の締結協定数 R5 33協定 (防災危機管理課)

○孤立集落等の同時発生

緊急輸送道路の整備など、道路の防災・震災等対策を進め、中山間地域における道路整備や代替性確保のための道路ネットワーク整備を図る必要がある。また、緊急輸送道路を保全対象とする治山・砂防関係施設の一層の整備と施設点検による機能維持が必要である。

- ・迂回路の役割が期待される林道の整備・点検 橋梁の整備率 100% (農林水産課)
- ・孤立地域の防災・救急搬送支援体制 県・国と連携した防災・救急搬送支援体制の構築 随時見直し (防災危機管理課・消防本部)

○救助活動等の絶対的不足

消防団員等の災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化、必要な資機材の整備など、機能強化を図る必要がある。

- ・災害時の情報伝達の強化(防災行政無線の耐災害性強化) 機器の保全 (防災危機管理課)
- ・消防団員の条例定数に対する充足率 R5 86.6% (消防本部)
- ・老朽化した消防団機庫の耐震化率 R5 66.7% (消防本部)

○エネルギー供給の長期途絶

救助・救急、医療活動のための必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進め、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進するとともに、途絶解消に対応した受援体制を構築する必要がある。

- ・応援協定の締結・拡充 33協定 (防災危機管理課)
- ・非常用発電機の確保 随時更新 (防災危機管理課)

○医療施設及び関係者の絶対的不足

大規模災害時の医療環境の悪化に備え、医師会等市内関係機関との情報交換、県が実施する合同災害訓練等により連携体制強化を図るとともに、災害時保健活動マニュアル等により連携体制、医療救護班の受入体制を構築する必要がある。

- ・災害時保健活動マニュアル策定 取組推進 (健康増進課)
- ・要配慮者対策の促進 個別計画策定率 R5 73.9% (地域福祉課)

○被災地における疫病・感染症等の大規模発生

大規模災害時の感染症対策のため、衛生環境を整えるとともに、消毒用備蓄品の必要量を算定するなど、感染症対策の備蓄整備をおこなう必要がある。

- ・消毒用資材の備蓄 随時補充・拡充 (生活環境課)
- ・非常時の感染症対策の備蓄整備 随時補充・拡充 (健康増進課)
- ・下水道ストックマネジメント計画の策定 策定済み (上下水道局)
- ・避難所の適切な運営管理 避難所運営の手引き作成 (防災危機管理課・地域福祉課)

○劣悪な避難生活環境

感染症発生防止・防疫対策に早期に取り組めるよう資機材の整備、関係機関と連携を強化し、広域的に対応できる支援体制を構築する必要がある。

- ・被災者の健康維持支援体制の整備 災害時保健活動マニュアル策定 取組推進 (健康増進課)
- ・避難所の適切な運営管理 避難所運営の手引き作成 (防災危機管理課)
- ・感染症発生防止、防疫対策資機材の整備 (防災危機管理課)

3【行政機能の確保】

(起きてはならない最悪の事態が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、施設の損壊による行政機能、防災拠点の機能停止 ・災害時に最低限必要な人員の参集不能

(脆弱性評価)

○行政機能の低下

災害発生時における行政機能維持、防災拠点としての機能確保のため、市役所施設等の耐震化、耐災害性（浸水対策、停電対策、防火対策等）の強化、代替施設の確保等を推進する必要がある。

- ・業務継続計画（BCP）の推進 H29策定済み（総務課）
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化見直し 随時整備（防災危機管理課）
- ・防災拠点施設における電力の確保 非常用電源の設置率 100%（防災危機管理課）

4【情報通信機能の確保】

(起きてはならない最悪の事態が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	・大規模災害による長期の停電
2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・大規模災害による通信施設の被災

(脆弱性評価)

○情報通信機能の断絶

情報通信機能の多重化、停電時の電力確保が必要である。

- ・電力供給停止対応資機材の整備（防災危機管理課）
- ・通信事業者等の災害対応力 ケーブルテレビ網の耐災害性強化 R4完了(デジタル戦略課)
- ・業務継続計画（ICT-BCP）の策定 策定予定（総務課・デジタル戦略課）
- ・災害時の情報伝達の強化（防災行政無線の耐災害性の強化） 随時更新（防災危機管理課）
- ・多様な情報伝達手段の確保

防災メール登録者数	R7 3,900 人
音声告知端末設置台数	R7 10,247 台

5【経済活動の維持】

(起きてはならない最悪の事態が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所等の被災 ・災害対応力の不足
2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給源の被災 ・物流基盤の被災による機能停止
3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の代替性が確保できない状況 ・生産基盤、交通基盤等の被災
4 基幹的交通ネットワークの機能停止	
5 食料等の安定供給の停滞	

(脆弱性評価)

○サプライチェーン寸断による企業活動の機能不全

大規模災害時においてサプライチェーンの寸断、企業自体の被災により競争力低下を招く事態にならないよう、被災後の迅速な復旧を図るための計画策定を進める必要がある。

- ・企業の復興に要する資金支援 経営安定資金融資制度の充実 (産業政策課)
- ・港湾施設の整備等 物資の流通を確保するための港湾整備 機能保全 (農林水産課)

○サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

大規模自然災害発生時に企業ごとにエネルギー供給の長期途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るための計画策定の支援を図る必要がある。

- ・企業BCP策定の支援 商工会議所・商工会との連携 取組推進 (産業政策課)

○重要な産業施設の損壊、火災、爆発

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図る必要がある。

- ・危険物施設の査察 査察率 R4 77% (消防本部)

○交通ネットワークの機能停止

○食料等の安定供給の停滞

交通機関の機能停止に陥らないよう、交通インフラの日常的・継続的な維持管理に努めるとともに、備蓄や受援計画策定など非常時の備え必要である。 (関係各課)

6【ライフラインの確保】

(起きてはならない最悪の事態が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	・ 電力、石油、LPガス供給施設等の被災
2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	・ 災害時の対応力の不足等
3 地域交通ネットワークが分断する事態	・ 供給ルートの途絶

(脆弱性評価)

○ライフラインの長期にわたる機能停止

大規模災害時において電力遮断等の非常時に、防災拠点施設における行政機能の維持に必要な供給機能を確保する必要がある。

- ・ 防災拠点施設における電力の確保 非常用電源の設置率 100% (防災危機管理課)
- ・ 危険物施設の査察 査察率 R4 77% (消防本部)

○上下水道の機能停止

大規模災害時にも上下水道の機能を維持させ、機能不全による生活環境の悪化を食い止める必要がある。

- ・ 上下水道施設等の耐震化等の促進 (基幹管路の耐震化)

上水道	16.7%(R4)
下水道	0.0%(R2)
- 5か年計画初年度
(上下水道局)

○市内交通網の寸断

交通機関の機能停止に陥らないよう、交通インフラの日常的・継続的な維持管理に努める必要がある。(各課施設担当)

7【二次災害の防止】

(起きてはならない最悪の事態が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1 市街地での大規模火災の発生	・老朽家屋・空家の増加
2 有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生	・災害時の対応力の不足等
3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	・ため池の耐震性不足等 ・農地農林の管理水準の低下
4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	・荒廃地等の山地災害発生リスクの増大
5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	・情報発信の不足

(脆弱性評価)

○市街地での大規模火災の発生

大規模火災の発生に備え空家対策、消防機能の充実対策を推進する必要がある。

- ・住宅・建築物等の耐震化（住宅の耐震化） 耐震化率 H18 54%
- ・空家対策の推進 管理不適切空家率 H25 5.43% （建築住宅課）
- ・消防団員の確保 条例定数に対する充足率 R5 86.6%
- ・老朽化した消防団機庫の耐震化率 R5 66.7% （消防本部）

○有害物質の大規模拡散・流出

危険物施設の位置・構造又は設備並びに危険物の貯蔵・取扱いについて検査等を行い、火災予防上の不備欠陥事項等の是正及び適切な指導を行う必要がある。

- ・危険物施設の査察 査察率 R4 77% （消防本部）

○ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊

○農地・森林等の荒廃による被害の拡大

人家や公共施設へのリスクが高い重要ため池については、点検・耐震化検討に基づく対策を確実に進めるとともに、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援し、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。

- ・防災重点ため池のハザードマップの作成 R2公表実施済
- ・多面的機能支払交付金による保全管理 保全管理された農用地面積 R5 1,726ha
- ・山地災害を防止するための森林整備 再造林面積 R5 14.49ha （農林水産課）

○風評被害等の発生

大規模自然災害の長期化により、風評被害が発生しないよう、正確な情報収集を行うとともに、市内外に向けて的確な情報発信ができるよう、状況に応じて発信すべき情報や情報発信経路についてシミュレートしておく必要がある。 取組推進 （企画政策課）

8 【迅速な復旧復興】

(起きてはならない最悪の事態が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物処理の対応力の不足
2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・専門家や技術者、技能労働者等の担い手不足
3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・地域コミュニティ力の低下
4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・専門家や技術者、技能労働者等の担い手不足
5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害時の対応力の不足等
6 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失	
7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・専門家や技術者、技能労働者等の担い手不足

(脆弱性評価)

○災害廃棄物の処理の停滞

大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物に対応するため事前に処理計画を策定しておく必要がある。

- ・災害廃棄物処理計画策定 R2 策定済 (生活環境課)

○道路啓開等の復旧・復興の遅れ

迅速な復旧・復興に向け、技術系職員の確保や、建設産業の担い手確保・育成支援、技術系職員の確保に対応した取組が必要である。

- ・被災建築物応急危険度判定士の確保 R1 5名
- ・応援協定の締結・拡充 長門市土木協同組合 (22社) と協定締結済み H26

(建築住宅課)

○地域コミュニティの崩壊

災害が起きた時の対応力を向上させるには、必要なコミュニケーション力を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育を通じ、地域コミュニティ力を強化するための支援を充実する必要がある。

- ・まちづくり協議会の設立促進 団体数 R5 16団体 (市民活動推進課)
- ・自治会リーダー研修、視察研修の実施 参加者 R4 115人 (防災危機管理課)
- ・自主防災組織の設立支援 組織数 R5 21組織 (防災危機管理課)

○基幹インフラの損壊・長期にわたる浸水被害・仮設住宅等整備の遅れ

建築物・基幹インフラの被災時に対応できるよう、物的・人的資源の確保ができるよう他団体と連携を取るとともに、事前のシミュレーションが必要となる。

・長門市地域防災計画の適正な遂行 取組推進 (防災危機管理課)

○貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失

文化財や保存場所の耐災害機能を確保するための施策を講じる必要がある。

・文化財や保管施設の適切な消防設備点検実施 取組推進

・アーカイブ作成等、文化財の保存記録 取組推進 (生涯学習・文化財課)

○応急仮設住宅等の供与の遅れ

・候補地の多様化

・借上型の民間住宅の検討 取組推進 (防災危機管理課)

V 強靱化のための取組

1 国土強靱化に向けた方向性

長門市の強靱化に向け、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」ごとに、「Ⅱ基本的な考え方 1 国土強靱化計画の目標 (4)」で示した「基本的な方針(P4)」を念頭に置きながら、これを回避するために何をすべきかを示す「施策プログラム」を設定する。

2 重要業績評価指標(KPI)の設定

これまでの脆弱性評価の結果を踏まえ、長門市の強靱化に向け、35の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを策定し、それぞれに重要業績評価指標(KPI)を設定する(一覧は別紙1 P25～42)。

3 施策分野の役割

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、必要となる取組から構成されるが、これら個々の取組は、「Ⅲ 3 施策分野の設定」で設定したとおり、8つの個別施策分野と4つの横断的分野にも属するものである(P7)。

国土強靱化に向けた方向性及び施策プログラムの設定を踏まえ、施策分野ごとの役割を明確化するため、施策プログラムを再整理するとともに、計画の実効性を確保するため、選択と集中の観点に立ち、以下の内容により重点施策を設定することで、本計画の推進を図る(一覧は別紙2 P45～56)。

個別施策分野

(1) 行政機能/消防等分野

重点施策

- 災害拠点施設の機能強化
- 情報通信機能の強化
- 物資の備蓄・調達に係る関係機関との連携
- 協定の締結・広域的な連携強化
- 住民・来訪者への災害・避難情報の確実な伝達

・災害発生直後から救助・救援、復旧・復興の活動拠点となる市役所施設等の耐震化を促進するとともに、関係者との連携調整による必要物資の備蓄や停電時の電力確保等の機能強化により、災害対応力の向上を図る。

また、公共施設等総合管理計画の推進により、維持管理・更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図る。

・本市における業務継続計画(BCP・ICT-BCP)の検証と見直し、災害時の応援協定の締結等によ

り、業務継続体制の強化を図る。

・災害情報の確実な伝達を図るため、情報通信施設の耐震化、通信回線の複数化、受信施設の整備を促進する。また、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を含めた住民の的確な避難行動を確保するため、分かりやすい情報を提供するとともに、自主防災組織の拡充や、平常時の見守り体制づくり等の地域コミュニティとの連携強化を図る。さらに、外国人観光客を含む来訪者への情報伝達と避難行動を確保するため、平時の情報提供システムの多様化を図る。

(2) 住宅・都市/環境分野

重点施策

- 住宅・学校等の建築物の耐震化
- 上下水道の耐震化による機能継続
- 危険情報の周知・共有体制の構築
- 災害廃棄物対策の推進
- 学校施設における防災機能強化対策の推進

・学校・保育園等の公共施設、不特定多数の者が利用する民間の建築物、住宅等の耐震化を図り、倒壊による死傷者の発生を防止するとともに、密集地等の火災延焼等の二次的な災害を防止する。

・生活基盤として不可欠となる上下水道の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、その機能の維持を図る。

・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を含む住民の的確な避難行動を確保するため、自主防災組織の拡充、平常時の見守り体制づくり、ハザードマップの作成・周知等により、地域コミュニティと連携した防災意識の高揚と自助・共助体制の構築を図る。

・大規模災害後の復旧・復興の円滑化に備え、大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正に処理するための計画策定を推進する。

・避難所や地域コミュニティの拠点としても利用される市立小中学校施設において、防災機能対策を推進することにより、誰もが安全・安心かつ快適に利用できる環境の整備を図る。

(3) 保健医療・福祉分野

重点施策

- 医療拠点施設の機能強化
- 物資の備蓄・調達に係る関係者連携
- 災害対応人員の確保
- 地域コミュニティ構築による防災体制の強化

・災害時の保健医療・福祉活動を継続するため、医療拠点施設の機能強化、医師会等市内関係機関との情報交換、県、防災危機管理課が実施する合同災害訓練等により連携体制強化を図る。また、災害時保健活動マニュアル等により連携体制、医療救護班の受入体制を構築する。

・感染症対策のための備蓄の必要量を算定し感染症予防の備蓄管理をおこなうとともに、医療人材の確保・育成を図り、地域の災害医療活動を確保する。

・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を含む住民の的確な避難行動を確保するため、避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の作成、自主防災組織の拡充、平常時の見守り体制づくり等により、地域コミュニティと連携した防災意識の高揚と自助・共助体制の構築を

図る。

(4) 産業・エネルギー分野

重点施策

- 産業関連施設の耐災害化
- 経済活動の継続に係る関係者連携
- 農地が持つ国土保全機能の確保

・石油、ガス等の燃料は、地域の産業を支えるエネルギーであり、災害対応力の強化とサプライチェーン確保を図るため、官民連携による円滑な配分供給の体制確保、ガスや石油の供給ルート維持等を図る。

・大規模自然災害時における事業活動の早期再開を図るため、商工会議所・商工会との連携による経済活動の継続に向けた取組を促進するとともに、企業版BCPの策定支援をおこなう。

・防災重点ため池の点検・診断実施や、ハザードマップの整備等、総合的な対策推進や、農地の多面的機能支払交付金による保全管理推進等、災害対応力を強化するとともに、国土保全機能の確保を図る。

(5) 情報・通信

重点施策

- 多様な伝達手段の確保
- 正確で迅速な災害情報の伝達
- 伝送路の耐災害化

・防災行政無線による伝達をはじめとして、Jアラート、市防災メール、緊急速報メール、SNSなど多様な伝達手段の確保に努めるとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。

・既存の整備データをWebハザードマップに取り込み、避難所までの距離等の表示を可能とし、迅速な避難を行うためのシステムの導入を行う。

・長門市が通信事業者としてケーブルテレビ網を所有しており、令和4年度に更新事業を完了したFTTH方式による自主放送等により迅速に情報伝達を行う。

(6) 交通・物流

重点施策

- インフラ長寿命化計画等によるインフラ機能強化
- 水害防災対策の推進
- 建設業者等との連携等

・交通インフラの老朽化について、計画的な改修計画を策定して長寿命化を図り、維持管理及び更新に係る費用の平準化を図る。さらに、維持管理に係る人材を確保・育成し、適切な管理体制を整備する。

・緊急浚渫推進事業計画(5ヶ年)の計画的な実施を行うとともに、河川増水に伴う水防活動、地域事情に精通した建設業者の協力・支援等、行政機関、地域住民等との連携強化を図る。

(7) 農林水産

重点施策

- 漁港施設の耐災害化
- 農地の機能保全
- 山地が持つ国土保全機能の確保

・津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港海岸の護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める。

・地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

・山地災害を防止するための森林整備、再造林の推進、計測による森林及び地形情報の取得を行い、山林荒廃を防ぐ環境整備を整える。

(8) 国土保全・土地利用

重点施策

- 地籍調査の推進
- 応急仮設住宅の迅速な供与

・国土保全・土地利用の前提となる地籍調査を推進し、円滑な事業振興の環境を整える。

・長門市地域防災計画に基づき、応急仮設住宅に建設可能な用地を選定し、借上型の民間住宅も検討していく。

横断的分野

(9) リスクコミュニケーション

(10) 人材育成

(11) 官民連携

(12) 老朽化対策

重点施策

- 地域コミュニティの機能強化
- 自主防災組織の育成
- 応援協定の締結・拡充
- 公共施設等の適正な維持管理

・「第2次長門市総合計画」と共通する課題の下で、国土強靱化と関連が深いものを抽出して施策を設定する。

VI 計画の推進に向けて

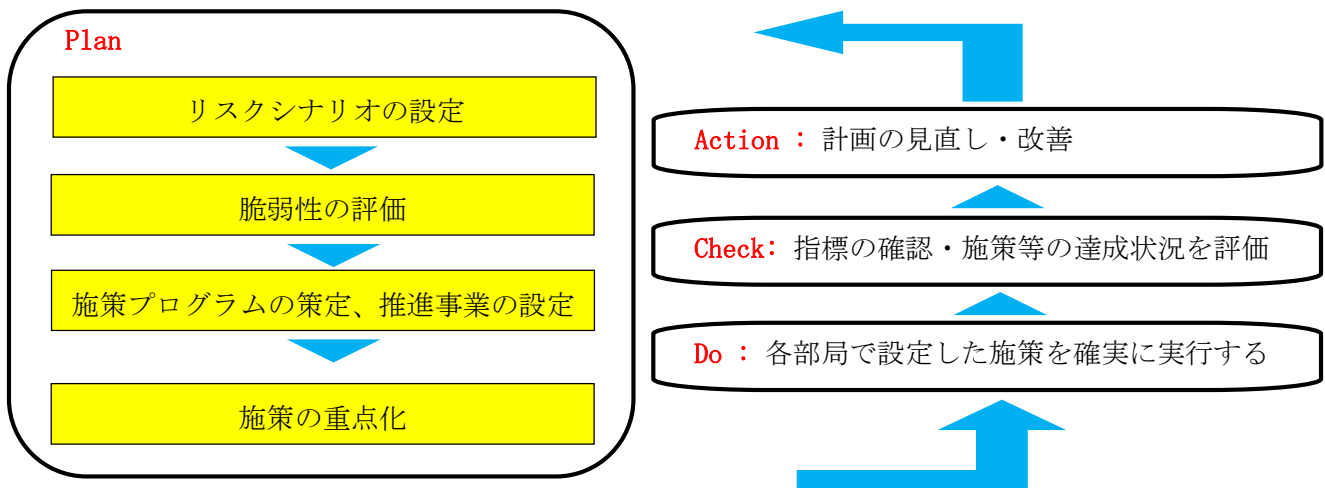
1 計画推進

本市の国土強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することとし、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開を行うこととする。

本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に把握しながら、「長門市国土強靱化地域計画」として、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルの体制を構築するとともに、運用しながら適宜見直しを行い、計画の着実な推進を図る。

○PDCAサイクルによる強靱化システム

- 【Plan】 本市の国土強靱化システムの指針となる長門市国土強靱化地域計画を策定する。
- 【Do】 本計画に基づき、各部局に設定した施策を確実に実行する。
- 【Check】 「政策評価」となる重要業績指標（KPI）を確認し、施策等の達成状況を評価する。
- 【Action】 現在の社会経済情勢や国土強靱化施策の進捗状況などを考慮して、本計画の見直し・改善を行う。



2 計画の進捗管理

本計画の進捗状況は、重要業績指標（KPI）を確認して、施策プログラムの達成状況を評価する。また、効率的かつ確実に進捗管理を実施できる体制づくりを進める。

- ① PDCAサイクルの構築
- ② 毎年の進捗管理
- ③ 中間評価の実施

④ 結果の公表

また、県・民間との連携を図り、住民とも協働して強靱化の取組を推進する。

① 県との連絡

- ・各施策における県の取組の把握
- ・県が追加修正する強靱化地域計画との整合を図る

② 民間との連携

- ・進捗状況及び諸情勢の変化に応じた施策の追加変更の周知
- ・民間の取組情報の収集
- ・自主防災組織、参加型防災講座へのフィードバック

3 計画の見直し等

(1) 計画の推進期間

本計画においては、市内外における社会経済情勢の変化や国及び県を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、おおむね5年を推進期間とし、3年目に中間見直しを行う。

社会経済情勢の変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画の修正を要する場合には、適宜見直しするものとする。

(2) 他の計画等の見直し

本計画は、本市の国土強靱化に関する他の計画の指針として位置付けられるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や本計画の改定時に併せ、所要の検討を行い、整合を図る。

【別紙 1】

施策プログラム単位業績指標一覧

重要業績指標（KPI）一覧

1. <人命の保護>

【1-1】建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(拠点施設、学校等の耐震化等)					
公共施設の適正な維持管理 (S56.5以前に建てられた 公共施設の把握と管理計 画)	公共施設削減率 H28～20年間で、 25%削減	R2 削減率 2.6%	R7 削減率 13%	公共施設等総合 管理計画	12 老朽化対策
社会福祉施設の耐震化	耐震化率	R1 100%	R7 100%	長門市耐震改修 促進計画	3 保健医療・福 祉
保育施設等の耐震化	耐震化率	R5 6/9	R7 6/8	長門市子ども・子 育て支援事業計 画	2 住宅・都市/ 環境
ブロック塀等安全対策実施	実施率	R1 100%	R7 100%	長門市地域防災 計画	2 住宅・都市/ 環境
災害拠点病院等の耐震化の 把握	耐震化率	実施中	R4 100%	長門市耐震改修 促進計画	3 保健医療・福 祉
住宅・建築物等の耐震化(大 規模建築物の耐震化)	耐震化率	H24 70%	R7 100%	長門市耐震改修 促進計画	2 住宅・都市/ 環境
道路の防災対策の推進(舗 装修繕計画策定)	策定率	R5 100%	R7 100%	—	6 交通・物流
道路防災対策の推進(生命 線道路斜面(法面)調査計 画策定)	実施率	R5 20%	R7 100%	—	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(道 路標識の老朽化対策)	補修率	R5 0%	R7 未定	—	6 交通・物流
学校施設の耐震化	耐震化率	R1 100%	—	—	2 住宅・都市/ 環境
防災関連標識版の整備・更 新	対応済み	随時更新	随時更新	—	5 情報・通信
老朽化した消防団機庫の整 備	耐震化率	R5 66.7%	R7 71.4%	消防施設等整備 計画	1 行政機能/消 防等

【1-2】 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(津波危険情報の周知)					
津波・高潮対策の推進（津波ハザードマップの整備）	H27 対応済み	随時更新	随時更新	長門市地域防災計画	5 情報・通信
多様な情報伝達手段の確保	市防災メール登録者数 告知端末設置台数	市防災メール登録者数 (R5 3,500 人) 告知端末設置台数 (R5 10,337 台)	市防災メール登録者数 (R7 3,500 人) 告知端末設置台数 (R7 11,500 台)	長門市地域防災計画	5 情報・通信

【1-3】 高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(浸水情報の周知)					
津波・高潮対策の推進（高潮ハザードマップの整備）	H27 対応済み	随時更新	随時更新	長門市地域防災計画	5 情報・通信
洪水対策の推進（洪水ハザードマップの整備）	Webハザードマップ整備	R2 構築 R3 運用開始	随時更新	—	5 情報・通信
洪水タイムラインの作成	H31 策定済み	随時更新	随時更新	—	1 行政機能/ 消防等

【1-4】 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(土砂災害危険情報の周知)					
土砂災害対策の推進（土砂災害ハザードマップの整備）	Webハザードマップ整備	R2 構築 R3 運用開始	随時更新	—	5 情報・通信
ため池ハザードマップ作成	—	R2 100 箇所作成済	随時更新	長門市ため池整備計画 長門市地域防災計画	7 農林水産
土砂災害対策の推進（住民参加型講座の開催）	開催回数	R4 17 回	R7 50 回	—	10 人材育成

【1-5】 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(住民・来訪者への確実な情報伝達)					
要配慮者対策の促進(避難行動要支援者対策の促進)	個別計画策定率	R5 73.9%	R7 70%	長門市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	3 保健医療・福祉
多様な情報伝達手段の確保	市防災メール登録者数 音声告知端末設置台数	市防災メール登録者数 (R5 3,500 人) 告知端末設置台数 (R5 10,337 台)	市防災メール登録者数 (R7 3,500 人) 告知端末設置台数 (R7 11,500 台)	長門市地域防災計画	5 情報・通信
災害時の情報伝達の強化 (防災行政無線の耐災害性の強化)	事業者との連携を密にし、機器の保全に努める。	随時改善	随時改善	長門市地域防災計画	5 情報・通信
避難体制の整備	指定避難所における避難所運営の手引き作成数	R1 14 箇所	R7 随時更新	—	1 行政機能/ 消防等
孤立防止のための情報伝達体制の整備 (防災行政無線・衛星携帯電話・音声告知端末等の適正な維持管理)	事業者との連携を密にし、機器の保全に努める。	随時推進	随時推進	—	5 情報・通信
防災マップ web 版の作成	—	R2 構築 R3 運用開始	随時更新	—	5 情報・通信
災害時情報共有システムの構築	—	R2 構築 R3 運用開始	随時更新	—	5 情報・通信

2. <救助・救急、医療活動>

【2-1】被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(物資の備蓄・調達に係る環境整備及び関係者連携)					
道路の防災対策の推進(橋梁・トンネルの補修)	補修率	R5 20.0%	R7 61.6%	長門市橋梁・トンネル 長寿命化計画	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(舗装修繕計画策定率)	策定率	R5 100%	R7 100%	—	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(舗装修繕率)	実施率	R5 適宜	R7 適宜	—	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(生命線道路斜面(法面)調査計画策定)	実施率	R5 20%	R7 100%	—	8 国土保全・ 土地利用
迅速な復旧・復興に向けた取組(協定等の締結)	災害時応援協定の締結協定数	R2 協定締結済	R7 協定継続	災害時における応急 対策業務に関する協 定書	11 官民連携
上下水道施設等の耐震化等の促進(管路の耐震化)	耐震化率	R4 16.7%	R8 25.0%	水道ビジョン	2 住宅・都市/ 環境
上下水道施設等の耐震化等の促進(浄水施設の耐震化)	耐震化率	R4 19.9%	R8 28.4%	水道ビジョン	2 住宅・都市/ 環境
重要な水源への自家発電設備の整備	整備率	R4 100%	維持	—	2 住宅・都市/ 環境
浄水施設浸水対策	施設の更新と合わせて適宜対策を講じていく	—	—	—	2 住宅・都市/ 環境
応援協定の締結・拡充	民間事業者との災害時応援協定の締結協定数	R5 33 協定	R7 30 協定	長門市地域防災計画	11 官民連携
緊急物資(食料・食料以外)の備蓄	避難所の備蓄 長門市災害備蓄計画の策定	R3 策定 随時更新	随時更新	長門市地域防災計画 長門市災害備蓄計画	1 行政機能/ 消防等
避難所等への発電機整備	整備率	R5 21%	R7 25%	—	1 行政機能/ 消防等
防災拠点等の自然再生エネルギー等を活用した電力確保	整備箇所数	情報収集・確認	情報収集・確認	—	1 行政機能/ 消防等

飲料水メーカーとの協定	民間事業者との 災害時応援協定 の締結協定数	R2 5件	R7 5件	—	11 官民連携
農業生産事業者、食品加工事業者と防災協定	民間事業者との 災害時応援協定 の締結協定数	R2 11件	R7 11件	—	11 官民連携

【2-2】 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

最悪の事態を回避 するための施策	左記取組に対 応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(既存施設・路線の機能維持)					
多面的機能支払交付金による保全	保全管理された農用地面積	R5 1,726ha	R10 1,730ha	・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 ・山口県多面的機能支払基本方針	7 農林水産
農道・農道橋等の保全対策計画	保全対策計画路線数	R5 98 路線	維持		7 農林水産
山地災害を防止するための森林整備	再造林面積	R5 14.49ha	R10 80ha	林業成長産業化地域構想	7 農林水産
山林の情報整備	航空レーザ計測進捗率（面積）	R5 100%	R10 100%	林業成長産業化地域構想	7 農林水産
迂回路の役割が期待される林道について、必要な整備・点検	迂回路の役割が期待させる林道について、必要な橋梁の整備率	R5 100%	R10 100%	個別施設計画（林道橋梁）	7 農林水産
保安林指定面積（民有林）の把握	保安林台帳の整備	継続	継続	保安林台帳	7 農林水産
孤立防止のための情報伝達体制の整備	携帯事業者との連携	随時促進	随時促進	—	5 情報・通信
中山間地域の避難対策	衛星携帯電話整備台数	R4 9台	R7 9台	長門市地域防災計画	1 行政機能/ 消防等
	臨時ヘリポート 予定箇所	R5 27箇所	R7 27箇所		
孤立地域の防災・救急搬送支援体制	各機関と連携した防災・救急搬送支援体制の構築	継続	継続	—	1 行政機能/ 消防等

【2-3】 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(救助・救援体制の強化)					
災害時の情報伝達の強化 (防災行政無線の耐災害性の強化)	事業者との連携を密にし、機器の保全に努める。	随時改善	随時改善	長門市地域防災計画	5 情報・通信
消防団員等の確保・育成	消防団員の条例定数に対する充足率	R5 86.6%	R7 96.3%	—	1 行政機能/ 消防等
老朽化した消防団機庫の整備	耐震化率	R5 66.7%	R7 71.4%	—	1 行政機能/ 消防等

【2-4】 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(関係者との協力連携)					
迅速な復旧・復興に向けた取組 (協定等の締結)	災害時応援協定の締結協定数	R2 協定締結済	R7 協定継続	災害時における応急対策業務に関する協定書	11 官民連携
応援協定の締結・拡充	自治体・民間事業者との災害時応援協定の締結協定数	R5 42 協定	R7 30 協定	長門市地域防災計画	11 官民連携
非常用発電機の確保	非常用電源確保	随時機器更新	随時機器更新	—	1 行政機能/ 消防等

【2-5】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(災害時医療受給体制の強化)					
要配慮者対策の促進 (避難行動要支援者対策の促進)	個別計画策定率	R5 73.9%	R7 70%	長門市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	3 保健医療・福祉
災害医療に係る関係機関の連携強化	災害時保健活動マニュアル策定	R4 未実施	R6 策定	長門市地域防災計画	3 保健医療・福祉

迅速な復旧・復興に向けた取組（協定等の締結）	災害時応援協定の締結（長門市土木協同組合）	H26 協定締結済	R7 協定継続	—	11 官民連携
------------------------	-----------------------	--------------	------------	---	---------

【2-6】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
（被災地での疫病・感染症の拡大防止）					
消毒用資材の備蓄	消毒資材の備蓄確保	消毒液等（希釈用）30リットル 自動噴霧器4台 手動噴霧器5台 スイング・フォッグ3台	備蓄を年次ごとに更新・補充	—	3 保健医療・福祉
非常時の感染症対策の備蓄整備	状況に応じ随時補給	—	—	長門市地域防災計画	3 保健医療・福祉
感染症予防対策の推進	麻しん・風しんワクチン接種率	R4 1期 89.0% 2期 92.9%	R7 1期 100% 2期 100%	—	3 保健医療・福祉

【2-7】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
（避難所の環境維持・施設整備）					
被災者の健康維持支援体制の整備	災害時保健活動マニュアル策定	R4 未実施	R6 策定	長門市地域防災計画	3 保健医療・福祉
屋内運動場等への空調設備整備	実施率	R5 7%	R7 100%	—	2 住宅・都市/環境
避難所の天井落下防止（社会教育・体育施設）	適合率	R5 88.2%	R7 100%	長門市生涯学習・スポーツ推進計画	1 行政機能/消防等

3. <行政機能の確保>

【3-1】市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(拠点施設の機能維持)					
業務継続計画 (BCP) の見直し	業務継続計画	H29 策定済	R7 適切な改定	長門市業務継続計画	1 行政機能/ 消防等
業務継続計画 (BCP・ICT-BCP) の推進	業務継続計画 情報システムのクラウド化	H29 策定済 R2 実施済み	R7 適切な改定	長門市業務継続計画	5 情報・通信
防災拠点となる公共施設等の耐震化	防災拠点となる公共施設等の耐震化見直し	随時整備	随時整備	長門市地域防災計画 長門市公共施設等総合管理計画	1 行政機能/ 消防等
防災拠点施設における電力の確保	支所・出張所の非常用電源設置率	100%	100%	—	1 行政機能/ 消防等
災害時の情報伝達の強化 (防災行政無線の耐災害性の強化)	事業者との連携を密にし、機器の保全に努める。	随時改善	随時改善	長門市地域防災計画	5 情報・通信

4. <情報通信機能の確保>

【4-1】電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(拠点使節の機能維持)					
通信事業者等の災害対応力強化に伴う情報伝達の確実性の向上	告知端末加入率 設置台数	R5 66.5% 10,337台	R7 75% 11,500台	長門市地域防災計画	5 情報・通信
災害時の情報伝達の強化 (防災行政無線の耐災害性の強化)	事業者との連携を密にし、機器の保全に努める。	随時改善	随時改善	長門市地域防災計画	5 情報・通信

【4-2】情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(情報伝達手段の多様化)					
防災マップ web 版の構築	防災データをWeb版ハザードマップに取り込み、安全な避難を行うための情報提供	R2 構築 R3 運用開始	随時更新	—	5 情報・通信
多様な情報伝達手段の確保	市防災メール登録者数 告知端末設置台数	市防災メール登録者数 (R5 3,500人) 告知端末設置台数 (R5 10,337台)	市防災メール登録者数 (R7 3,500人) 告知端末設置台数 (R7 11,500台)	長門市地域防災計画	5 情報・通信

5. <経済活動の維持>

【5-1】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(関係機関の支援・供給路の多様化)					
企業活動に要する資金支援	金融相談支援体制の確立	長門市中小企業経営安定資金融資制度等	どの災害にも対応できるよう、R7までに拡充	—	4 産業・エネルギー
港湾施設の整備等(漁港施設の整備)	機能保全計画の策定及び機能保全工事の実施	R1 12 漁港	R1 12 漁港	—	7 農林水産

【5-2】 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(関係機関の支援)					
企業 BCP 策定の支援	商工会議所・商工会との連携	随時	随時	—	4 産業・エネルギー

【5-3】 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(危険物施設等の把握)					
危険物施設の査察	査察率	R4 77%	R7 100%	火災予防査察規程	1 行政機能/消防等
危険物施設等の災害に備えた消防力の強化	査察時の指導	継続させる	継続させる	—	1 行政機能/消防等

【5-4】 基幹的交通ネットワークの機能停止

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(既存施設・路線の機能維持)					
津波・高潮対策の推進(所管の施設・海岸保全施設の整備)	機能保全計画の策定及び機能保全工事の実施	R5 2 漁港海岸	R10 11 漁港海岸	長門市海岸保全施設 長寿命化計画 長門市地域防災計画	7 農林水産

津波・高潮対策の推進(所管の海岸堤防の整備・点検)	長寿命化計画の策定及び老朽化対策工事の実施	R5 6 漁港海岸	R10 11 漁港海岸	長門市海岸保全施設 長寿命化計画 長門市地域防災計画	7 農林水産
道路の防災対策の推進(橋梁の耐震化、補修・トンネルの補修)	補修率	R5 20.0%	R7 61.6%	長門市橋梁・トンネル 長寿命化計画	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(舗装修繕計画策定率)	策定率	R5 100%	R7 100%	—	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(舗装修繕率)	実施率	R5 適宜	R7 適宜	—	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(生命線道路斜面(法面)調査計画策定)	実施率	R5 20%	R7 100%	—	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(道路標識の老朽化対策)	補修率	R5 0%	R7 未定	—	6 交通・物流
迅速な復旧・復興に向けた取組(協定等の締結)	災害時応援協定の締結協定数	R2 協定締結済	R7 協定継続	災害時における応急対策業務に関する協定書	11 官民連携
洪水対策の推進(河川浚渫の推進)	実施率	R5 57%	R7 100%	R2～6 長門市準用河川緊急浚渫推進事業計画	8 国土保全・土地利用

【5-5】食料等の安定供給の停滞

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(関係機関の支援)					
企業 BCP 策定の支援	商工会議所・商工会との連携	随時	随時	—	4 産業・エネルギー
企業活動に要する資金支援	金融相談支援体制の確立	長門市中小企業経営安定資金融資制度等	どの災害にも対応できるように、R7までに拡充	—	4 産業・エネルギー

6. <ライフラインの確保>

【6-1】電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(多様なエネルギーの供給機能確保)					
再生可能エネルギー等の導入促進	家庭用蓄電池の補助件数	R2 から のべ15件	のべ50件	—	4 産業・エネルギー
防災拠点施設における電力の確保	支所・出張所の非常用電源設置率	100%	随時更新	長門市地域防災計画	1 行政機能/消防等

【6-2】上下水道等の長期間にわたる機能停止

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(既存施設・路線の機能維持)					
上下水道施設等の耐震化等の促進(管路の耐震化)	耐震化率	R4 16.7%	R8 25.0%	水道ビジョン	2 住宅・都市/環境
上下水道施設等の耐震化等の促進(浄水施設の耐震化)	耐震化率	R4 19.9%	R8 28.4%	水道ビジョン	2 住宅・都市/環境
重要な水源への自家発電設備の整備	整備率	R4 100%	維持	—	2 住宅・都市/環境
浄水施設浸水対策	施設の更新と合わせて適宜対策を講じていく	—	—	—	2 住宅・都市/環境
下水道基幹管路の耐震化	耐震化率	R2 0.0% 5か年計画初年度	R6 100%	ストックマネジメント計画、社会資本総合整備計画	2 住宅・都市/環境
重要な処理施設の自家発電設備の整備	整備率	R2 50.0%	可搬式発電機で対応	—	2 住宅・都市/環境
施設浸水対策	整備率	R4 100.0%	—	—	2 住宅・都市/環境
連絡管の整備	区間数(全2区間)	R4 2区間	R7 2区間	老朽管更新計画	2 住宅・都市/環境
下水道ストックマネジメント計画の策定	策定率	R2 100.0%	—	ストックマネジメント計画	2 住宅・都市/環境

【6-3】 地域交通ネットワークが分断する事態

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(既存施設・路線の機能維持)					
津波・高潮対策の推進(所管の施設・海岸保全施設の整備)	機能保全計画の策定及び機能保全工事の実施	R5 2 漁港海岸	R10 11 漁港海岸	長門市海岸保全施設 長寿命化計画 長門市地域防災計画	7 農林水産
津波・高潮対策の推進(所管の海岸堤防の整備・点検)	長寿命化計画の策定及び老朽化対策工事の実施	R5 6 漁港海岸	R10 11 漁港海岸	長門市海岸保全施設 長寿命化計画 長門市地域防災計画	7 農林水産
道路の防災対策の推進(橋梁の耐震化、補修・トンネルの補修)	補修率	R5 20.0%	R7 61.6%	長門市橋梁・トンネル 長寿命化計画	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(舗装修繕計画策定率)	策定率	R5 100%	R7 100%	—	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(舗装修繕率)	実施率	R5 適宜	R7 適宜	—	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(生命線道路斜面(調査計画策定)	実施率	R5 20%	R7 100%	—	6 交通・物流
道路の防災対策の推進(道路標識の老朽化対策)	補修率	R5 0%	R7 未定	—	6 交通・物流
迅速な復旧・復興に向けた取組(協定等の締結)	災害時応援協定の締結協定数	R2 協定締結済	R7 協定継続	災害時における応急対策業務に関する協定書	11 官民連携
洪水対策の推進(河川浚渫の推進)	実施率	R5 57%	R7 100%	R2~6 長門市準用河川緊急浚渫推進事業計画	8 国土保全・土地利用

7. <二次災害の防止>

【7-1】市街地での大規模火災の発生

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(防火体制の維持・拡充)					
長寿命化対応がされた市営住宅棟	耐震化率	R5 100%	R7 100%	長門市営住宅長寿命化計画	2 住宅・都市/環境
住宅・建築物等の耐震化(住宅の耐震化)	耐震化率	H18 54%	R7 100%	長門市耐震改修促進計画	2 住宅・都市/環境
住宅・建築物等の耐震化(大規模建築物の耐震化)	耐震化率	H24 70%	R7 100%	長門市耐震改修促進計画	2 住宅・都市/環境
空家対策の推進	管理不適切空家率	H30 5.13%	R8 4.80%	長門市空家等対策計画	2 住宅・都市/環境
各種イベント等での耐震無料相談会の開催	1 回程度(相談があれば随時)	継続	継続	—	2 住宅・都市/環境
消防団員の確保	消防団員の条例定数に対する充足率	R5 86.6%	R7 96.3%	—	1 行政機能/消防等
耐震性貯水槽の整備	整備数	R5 183 基	R7 185 基	消防施設等整備計画	1 行政機能/消防等
常備消防用防災資機材の整備	—	—	R7 継続させる	消防施設等整備計画	1 行政機能/消防等
消防団用防災資機材の整備	—	—	R7 継続させる	消防施設等整備計画	1 行政機能/消防等
事業所の防災対策整備	査察率	R1 37%	R7 40%	火災予防査察規程	1 行政機能/消防等
老朽化した消防団機庫の整備	耐震化率	R5 66.7%	R7 71.4%	消防施設等整備計画	1 行政機能/消防等
危険物施設の査察	査察率	R4 77%	R7 100%	火災予防査察規程	1 行政機能/消防等
住宅用火災警報器の設置	設置率	R1 84%	R7 90%	—	2 住宅・都市/環境

【7-2】 有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(有害物質の適正な管理)					
危険物施設の査察	査察率	R4 77%	R7 100%	火災予防査察規程	1 行政機能/ 消防等

【7-3】 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【7-4】 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(既存施設・農地等の機能維持)					
多面的機能支払交付金による保全	保全管理された農用地面積	R5 1,726ha 11 組織	R10 1,730ha	・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 ・山口県多面的機能支払基本方針	7 農林水産
農道・農道橋等の保全対策計画	保全対策計画路線数	R5 98 路線	維持	長門市地域防災計画	7 農林水産
ため池の点検・診断実施	・点検パトロール ・点検マニュアル 送付箇所	R5 ・11 箇所 ・103 箇所	継続	長門市ため池整備計画 長門市地域防災計画	7 農林水産
ため池の整備	整備箇所数	R5 2 箇所	R10 3 箇所	長門市ため池整備計画 長門市地域防災計画	7 農林水産
ため池ハザードマップ作成	—	R5 100 箇所作成済	随時更新	長門市ため池整備計画 長門市地域防災計画	7 農林水産
山地災害を防止するための森林整備	再造林面積	R5 14.49ha	R10 80ha	—	7 農林水産
山林の情報整備	航空レーザ計測進捗率(面積)	R5 100%	R10 100%	林業成長産業化地域構想	7 農林水産
迂回路の役割が期待される林道について、必要な整備・点検	迂回路の役割が期待される林道について、必要な橋梁の整備率	R5 100%	R10 100%	個別施設計画(林道橋梁)	7 農林水産
保安林指定面積(民有林)の把握	保安林台帳の整備	継続	継続	保安林台帳	7 農林水産

【7-5】風評被害等による地域経済等への甚大な影響

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(的確な情報の発信)					
災害時の情報伝達の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害が発生しないよう的確な情報発信ができるよう、シミュレートしておく。 ・観光面で風評被害が起きないように取組をマニュアル化する 	—	R7 マニュアルの作成	第3次長門市観光基本計画	5 情報・通信

8. <迅速な復旧復興>

【8-1】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(災害廃棄物対策の推進)					
災害廃棄物処理計画の策定	計画策定	R2 計画策定済	随時見直し	長門市地域防災計画 長門市一般廃棄物処理基本計画	2 住宅・都市/環境

【8-2】道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(人材育成・応援協定の締結)					
被災建築物応急危険度判定士の確保	確保人数	R1 5名	R7 5名	長門市耐震改修促進計画	10 人材育成
迅速な復旧・復興に向けた取組（建設産業の担い手確保・育成）	継続的採用	R2 継続採用中	R7 継続採用中	—	1 行政機能/消防等
応援協定の締結・拡充	災害時応援協定の締結協定数	R2 協定締結済	R7 協定継続	災害時における応急対策業務に関する協定書	11 官民連携

【8-3】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(地域コミュニティの構築・市民生活の安定)					
まちづくり協議会の設立促進	団体数	R5 16 団体	R7 25 団体	—	9 リスクコミュニケーション
自治会リーダー研修、視察研修の実施	研修参加者数	R4 115 人	R7 50 人	—	9 リスクコミュニケーション
災害時のハローワークとの連携確立	随時	随時	随時	—	4 産業・エネルギー

消防団員等の確保・育成	消防団員の条例定数に対する充足率	R5 86.6%	R7 96.3%	—	1 行政機能/ 消防等
地域防災力の充実強化(地域ぐるみの防災活動の促進)	自主防災組織設立数	R5 21 団体	R7 40 団体	長門市自主防災組織 育成補助金交付要綱	9 リスクコミュニケーション

【8-4】 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(基幹インフラの復旧の条件整備)					
地籍調査の推進	進捗率	R4 66.4%	R8 71.4%	長門市総合計画	8 国土保全・ 土地利用

【8-5】 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(内水対策等の促進)					
内水対策の促進 (下水道(雨水)の整備)	整備率	R4 42.3%	R6 50.3%	ストックマネジメント計画、社会資本総合整備計画	2 住宅・都市/ 環境
津波・高潮対策の推進(高潮ハザードマップの整備)	H27 対応済み	随時更新	随時更新	長門市地域防災計画	8 国土保全・ 土地利用

【8-6】 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(文化財の災害対応の強化)					
文化財防災対策の促進	・消防設備点検実施率 ・有形・無形文化財アーカイブ作成率	R4 100% R4 40%	R7 100% R7 100%	—	1 行政機能/ 消防等

【8-7】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

最悪の事態を回避するための施策	左記取組に対応・関連する指標	現状値	目標値	関連する計画等	施策分野
(迅速な仮設住宅の設置)					
応急仮設住宅の迅速な供与	建設用地の選定	候補地 7箇所	候補地 6箇所	長門市地域防災計画	8 国土保全・土地利用

【別紙 2】

施策分野単位業績指標一覧

○個別施策分野

【行政機能/消防等】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
防災拠点となる公共施設等の耐震化	市庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震化を推進する必要がある。	防災拠点となる公共施設等の耐震化 見直し	随時整備	随時整備	長門市地域防災計画 長門市公共施設等総合管理計画
避難所の天井落下防止(社会教育・体育施設)	防災拠点となる社会教育・体育施設の耐震化及び耐震対策を実施する必要がある。	適合率	R5 88.2%	R7 100%	長門市生涯学習推・スポーツ推進計画
庁内の防災訓練	長門市総合防災実動訓練を行い、有事の際の初動体制の確立と、円滑な情報伝達が行えるよう訓練を行う必要がある	回数	R5 1回	R7 1回	—
業務継続計画(BCP)の見直し	業務継続体制を強化するため、市の各業務継続計画(BCP)の見直し及び実効性向上を図る必要がある。	業務継続計画	H29 策定済	R7 適切な改定	長門市業務継続計画
非常用発電機の確保	行政機関の非常用発電機の整備を進めることで、電源が必要となった場合の対応が可能となるよう努める必要がある。	非常用電源の確保	随時更新	随時更新	—
防災拠点施設における電力の確保	電力供給遮断などの非常時に、防災拠点施設における行政機能の維持に必要な電力を確保する必要がある。	支所・出張所の非常用電源の設置率	R1 100%	R7 100%	—
緊急物資(食料・食料以外)の備蓄	一定期間、避難所での食料等の確保のため、計画的な備蓄を行う必要がある。	避難所(市所管)の備蓄 長門市災害備蓄計画の策定	R3 策定 随時更新	随時更新	長門市地域防災計画 長門市災害備蓄計画
避難体制の整備	大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。	指定避難所における避難所運営の手引き作成数	R1 14箇所	R7 随時更新	避難体制の整備

消防団員の確保	高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員の処遇や装備の改善により、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。	消防団員の条例定数に対する充足率	R5 86.6%	R7 96.3%	—
老朽化した消防団機庫の整備	防災拠点となる消防施設の機能を確保するため、老朽化した消防団機庫を整備する必要がある。	耐震化率	R5 66.7%	R7 71.4%	—
常備消防用防災資機材の整備	複雑多様化する各種災害における対応強化のため装備・資機材等の充実整備を図る。	—	—	R7 継続させる	消防施設等整備計画

【住宅・都市/環境】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
学校施設の耐震化	長門市学校施設耐震化推進計画(H19.3)に基づき、市内小中学校の校舎及び屋内運動場については耐震化改修が実施済みである。	耐震化率	R1 100%	—	—
保育施設等の耐震化	耐震性有 6 施設 耐震診断未実施 4 施設 (うち 1 施設は解体予定) 耐震診断未実施施設については、更新時に近隣施設との複合化を検討する必要がある。	耐震化率 (R1 6 施設 / 10 施設)	R5 6/9	R7 6/8	長門市子ども・子育て支援事業計画
住宅・建築物等の耐震化 (住宅の耐震化)	長門市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修等を行っており、今後も事業を継続していく必要がある。	耐震化率	H18 54%	R7 100%	長門市耐震改修促進計画
住宅・建築物等の耐震化 (大規模建築物の耐震化)	長門市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修等を行っており、今後も事業を継続していく必要がある。	耐震化率	H24 70%	R7 100%	長門市耐震改修促進計画

空家対策の推進	長門市空家等対策計画に基づき、各種情報提供、助言、指導をはじめ、解体補助等を実施しながら空家の減少に努めており、今後も継続していく必要がある。	管理不適切空家率	H30 5.13%	R8 4.80%	長門市空家等対策計画
都市の防災機能の向上(大規模盛土造成地マップの整備)	R1 整備済み	—	随時更新	随時更新	
上下水道施設等の耐震化等の促進(管路の耐震化)	老朽化した管路の更新を行い、耐震化を図る必要がある。	耐震化率	R4 16.7%	R8 25.0%	水道ビジョン
上下水道施設等の耐震化等の促進(浄水施設の耐震化)	老朽化した浄水施設の更新を行い、耐震化を図る必要がある。	耐震化率	R4 19.9%	R8 28.4%	水道ビジョン
下水道基幹管路の耐震化	長寿命化計画・ストックマネジメント計画により改築・更新事業を実施必要がある。	耐震化率	R2 0.0% 5か年計画 初年度	R6 100%	ストックマネジメント計画、社会資本総合整備計画
災害廃棄物処理計画の策定	適正な災害廃棄物処理のため事前に計画を立案しておく必要がある。	計画策定	R2 計画策定済	R7 随時見直し	長門市地域防災計画 長門市一般廃棄物処理基本計画

【保健医療・福祉】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
社会福祉施設の耐震化	社会福祉施設の耐震化を促進することにより、災害時における入所者の安全確保を図る必要がある。	耐震化率	R1 100%	R7 100%	長門市耐震改修促進計画
要配慮者対策の促進(避難行動要支援者対策の促進)	避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、長門市避難行動要支援者避難支援計画により要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の作成などの取組を促進する必要がある。	個別計画策定率	R5 73.9%	R7 70%	長門市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)

災害医療に係る関係機関の連携強化	医師会等市内関係機関との情報交換、県、防災危機管理課が実施する合同災害訓練等により連携体制強化を図る。また、災害時保健活動マニュアル等により連携体制、医療救護班の受入体制を構築する必要がある。	災害時保健活動マニュアル策定	R4 未実施	R6 策定	長門市地域防災計画
被災者の健康維持支援体制の整備	感染症発生防止・防疫対策に早期に取り組めるよう県と連携し、広域的に対応できる支援体制及び平常時よりマニュアルを整備する必要がある。	災害時保健活動マニュアル策定	R4 未実施	R6 策定	長門市地域防災計画
感染症予防対策の推進	予防接種の推進を進める必要がある。	麻しん・風しんワクチン接種率	R4 1期 89.0% 2期 92.9%	R7 1期 100% 2期 100%	—

【産業・エネルギー】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
企業BCP策定の支援	大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するために、企業ごとのBCP計画にエネルギー供給の長途途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るための計画策定の支援を図る必要がある。	随時	随時	随時	—
企業活動に要する資金支援	大規模な自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。	金融相談支援体制の確立	長門市中小企業経営安定資金融資制度等	どの災害にも対応できるよう、R7までに拡充	—
再生可能エネルギー等の導入促進	災害時に備え多様な電源確保の選択肢を整える必要がある。	家庭用蓄電池の補助件数	R2からのべ15件	のべ50件	—

災害時のハローワークとの連携確立	ハローワークが実施する被災者雇用助成金に上乗せ助成を国の動向に注視しながら随時検討する必要がある。	随時	随時	随時	—
------------------	---	----	----	----	---

【情報・通信】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
多様な情報伝達手段の確保	防災行政無線による伝達をはじめとして、J アラート、市防災メール、緊急速報メール、音声告知放送、SNS など多様な伝達手段の確保に努めるとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。	市防災メール登録者数 音声告知端末設置台数	市防災メール登録者数 (R5 3,500人) 告知端末設置台数 (R5 10,337台)	市防災メール登録者数 (R7 3,500人) 告知端末設置台数 (R7 11,500台)	長門市地域防災計画
防災関連標識版の整備・更新	地域の実情に合わせて随時設置・更新を行い、災害時に安全に避難できるよう整備を進めていく必要がある。	対応済み	随時更新	随時更新	—
災害時情報共有システムの構築	災害時の各種情報をシステム上で管理し、災害時において、全庁的な情報共有を図ることのできるシステムの導入が必要がある。	—	R2 構築 R3 運用開始	随時更新	—
防災マップ web 版の構築	既存の整備データを Web ハザードマップに取り込み、避難所までの距離等の表示を可能とし、迅速な避難を行うためのシステムの導入する必要がある。	—	R2 構築 R3 運用開始	随時更新	—
業務継続計画 (BCP・ICT-BCP)の推進	業務継続体制を強化するため、市の各業務継続計画 (BCP・ICT-BCP)の見直し及び実効性向上を図る必要がある。	業務継続計画策定 情報システムのクラウド化	H29 策定済 R2 実施済み	R7 適切な改定	長門市業務継続計画

防災マップ web 版の構築	既存の整備データを Web ハザードマップに取り込み、避難所までの距離等の表示を可能とし、迅速な避難を行うためのシステムの導入する必要がある。	—	R2 構築 R3 運用開始	随時更新	—
災害時の情報伝達の強化 (防災行政無線の耐災害性の強化)	YSN や民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。	事業者との連携を密にし、機器の保全に努める。	随時改善	随時改善	長門市地域防災計画
通信事業者等の災害対応力強化に伴う情報伝達の確実性の向上	長門市が通信事業者としてケーブルテレビ網を所有しており、令和4年度に更新事業を完了したFTTH方式による自主放送等により迅速に情報伝達を行う必要がある。	加入率 音声告知端末設置率	R5 約 66.5% 10,337 台	R7 75% 11,500 台	長門市地域防災計画
孤立防止のための情報伝達体制の整備 (防災行政無線・衛星携帯電話・音声告知端末等の適正な維持管理)	携帯不感地域の縮小に向け、通信事業者による整備を促進する必要がある。	随時推進	随時推進	随時推進	—
災害時情報共有システムの構築	災害時の各種情報をシステム上で管理し、災害時において、全庁的な情報共有を図るとともに、市民等にも情報提供することのできるシステムの導入する必要がある。	—	R2 構築 R3 運用開始	随時更新	—

【交通・物流】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
道路の防災対策の推進(橋梁の耐震化、補修・トンネルの補修)	基本的に補修のみ(※但し跨線橋(3橋)は対象とする場合がある。)	補修率	R5 20.0%	R7 61.6%	長門市橋梁・トンネル長寿命化計画

道路の防災対策の推進(舗装修繕計画策定率)	計画策定の必要がある。	策定率	R5 100%	R7 100%	—
道路の防災対策の推進(舗装修繕率)	補助金および単独事業で随時実施する必要がある。	実施率	R5:適宜	R7:適宜	—
道路の防災対策の推進(生命線道路斜面(法面)調査計画策定)	R1~2 計画策定の必要がある。	実施率	R5 20%	R7 100%	—
道路の防災対策の推進(道路標識の老朽化対策)	R2 対象標識調査(計画策定中)の必要がある。	補修率	R5 0%	R7 未定	—
迅速な復旧・復興に向けた取組(協定等の締結)	長門市土木協同組合(22社)と締結(H26.4) (防災危機管理課所管)	災害時応援協定の締結協定数	R2 協定締結済	R7 協定継続	災害時における応急対策業務に関する協定書

【農林水産】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
多面的機能支払交付金による保全管理	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する必要がある。	保全管理された農用地面積	R5 1,726ha 11組織	R10 1,730ha	・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 ・山口県多面的機能支払基本方針
農道・農道橋等の保全対策計画	農道・農道橋等のパトロール、点検を行い、整備を推進する。	保全対策計画路線数	R5 98路線	随時推進	長門市地域防災計画
ため池の点検・診断実施	ため池パトロール、県ため池実態調査の情報共有、ため池管理者への点検マニュアル等の指導を推進する必要がある。	・点検パトロール ・点検マニュアル送付箇所	R5 ・11箇所 ・103箇所	R7 維持	長門市ため池整備計画 長門市地域防災計画
ため池の整備	ため池パトロール・県ため池実態調査により整備の必要なため池の整備を行う必要がある。	整備箇所数	R5 2箇所	R10 3箇所	長門市ため池整備計画 長門市地域防災計画
ため池ハザードマップ作成	防災重点ため池100箇所のハザードマップ作成する必要がある。	—	R5 100箇所作成済。	随時更新	長門市ため池整備計画 長門市地域防災計画

山地災害を防止するための森林整備	再造林の推進する必要がある。	再造林面積	R5 14.49ha	R10 80ha	林業成長産業化地域構想
山林の情報整備	航空レーザ計測による森林及び地形情報の取得する必要がある。	航空レーザ計測進捗率（面積）	R5 100%	R10 100%	林業成長産業化地域構想
迂回路の役割が期待される林道について、必要な整備・点検	林道台帳の整備、橋梁の整備・点検する必要がある。	迂回路の役割が期待させる林道について、必要な橋梁の整備率	R5 100%	R10 100%	個別施設計画（林道橋梁）
保安林指定面積（民有林）の把握	保安林台帳の整備を行う必要がある。	—	随時推進	随時推進	保安林台帳
津波・高潮対策の推進（所管の施設・海岸保全施設の整備）	津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港海岸の護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。	機能保全計画の策定及び機能保全工事の実施	R5 2漁港海岸	R10 11漁港海岸	長門市海岸保全施設長寿命化計画 長門市地域防災計画
津波・高潮対策の推進（所管の海岸堤防の整備・点検）	津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、漁港海岸の現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。	長寿命化計画の策定及び老朽化対策工事の実施	R5 6漁港海岸	R10 11漁港海岸	長門市海岸保全施設長寿命化計画 長門市地域防災計画
港湾施設の整備等（漁港施設の整備）	災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、市管理の12漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に補修が必要な箇所から保全工事に着手する必要がある。	機能保全計画の策定及び機能保全工事の実施	R5 12漁港	R10 12漁港	長門地区水産物供給基盤機能保全計画 第2次長門市総合計画 長門市地域防災計画

【国土保全・土地利用】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
洪水対策の推進（河川浚渫の推進）	緊急浚渫推進事業計画（5ヶ年）の策定および実施（23河川25地点）する必要がある。	実施率	R5 57%	R7 100%	R2～6 長門市準用河川緊急浚渫推進事業計画

都市の防災機能の向上(大規模盛土造成地マップの整備)	R1 整備済み	—	随時更新	随時更新	—
津波・高潮対策の推進(高潮ハザードマップの整備)	H28 の整備データを Web ハザードマップに取り込み、避難所までの距離等の表示を可能とし、迅速な避難を行うためのシステム導入する必要がある。	H27 対応済み	随時更新	随時更新	長門市地域防災計画
地籍調査の推進	第7次国土調査10ヶ年計画に基づき地籍の明確化を図る必要がある。	進捗率	R2 64.8%	R7 67.9%	R2 木屋川ダム整備計画
応急仮設住宅の迅速な供与	長門市地域防災計画に基づき、応急仮設住宅に建設可能な用地を選定し、借上型の民間住宅を確保していく必要がある。	建設用地の選定	R5 候補地 7	R7 候補地 6	長門市地域防災計画

○横断的分野

【リスクコミュニケーション】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
まちづくり協議会の設立促進	地域コミュニティの再生を図り、防災意識の高揚を必要とする。	団体数	R5 16 団体	R7 25 団体	—
自治会リーダー研修、視察研修の実施	リーダー研修を通じ、地域自治の進展を図り併せて先進地の視察を通じて地域防災意識の高揚を必要とする。	研修参加者数	R4 115 人	R7 50 人	—
地域防災力の充実強化(地域ぐるみの防災活動の促進)	地域における防災活動において、自主防災組織や地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織や地域コミュニティの活動支援の充実を図り、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。	自主防災組織設立数	21 団体	40 団体	長門市自主防災組織育成補助金交付要綱

【人材育成】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
自主防災組織の設立支援	地域における防災活動において、自主防災組織や地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織や地域コミュニティの活動支援の充実を図り、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。	自主防災組織設立数	R5 21 団体	R7 40 団体	長門市自主防災組織育成補助金交付要綱
防災訓練を実施した自主防災組織	有事に備え防災訓練を行い、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。	実施組織率	R4 33.3%	R7 80%	長門市自主防災組織育成補助金交付要綱
土砂災害対策の推進(住民参加型講座の開催)	土砂災害等の際の避難に関し、学校や各種団体への講座を開催し、安全に避難ができるよう啓発する必要がある。	開催回数	R4 17 回	R7 50 回	—
被災建築物応急危険度判定士の確保	長門市耐震改修促進計画に基づき、建築物の被災時に対応できるよう県と連携して年 1 回訓練を行っており、今後も継続していく必要がある。	確保人数	R1 5 名	R7 5 名	長門市耐震改修促進計画
迅速な復旧・復興に向けた取組(建設産業の担い手確保・育成)	技術系職員の継続的採用を要望する必要がある。	継続的採用	R2 継続採用中	R7 継続採用中	—

【官民連携】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
迅速な復旧・復興に向けた取組(協定等の締結)	長門市土木協同組合(22社)と締結(H26.4)	災害時応援協定の締結協定数	R2 協定締結済	R7 協定継続	災害時における応急対策業務に関する協定書

応援協定の締結・拡充	災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進め、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。	民間事業者との災害時応援協定の締結協定数	R5 33 協定	R7 30 協定	長門市地域防災計画
飲料水メーカーとの協定	災害時の飲用水等の供給確保に対応する必要がある。	民間事業者との災害時応援協定の締結協定数	R1 5 件	R7 5 件	—
農業生産事業者、食品加工事業者と防災協定	災害時の必要物資・食料の供給確保対応する必要がある。	民間事業者との災害時応援協定の締結協定数	R1 11 件	R7 11 件	—

【老朽化対策】重要業績指標(KPI)一覧

最悪の事態を回避するための施策	脆弱性評価	左記取組に対応・関連指標	現状値	目標値	関連する計画等
公共施設等の適正な維持管理 (S56.5 以前に建てられた公共施設の把握と管理計画)	使用状況や貸付状況に基づき、公共施設等総合管理計画（アクションプラン）に沿った解体撤去や維持管理、台帳整備を行う必要がある。	公共施設削減率 H28～20 年間で、25%削減	R2 削減率 2.6%	R7 削減率 13%	公共施設等総合管理計画

長門市国土強靱化地域計画
【資料編】

(令和8年3月)

1 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

[平成二十五年十二月十一日号外法律第九十五号]

[総理・国土交通大臣署名]

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法をここに公布する。

目次

前文

第一章 総則（第一条－第七条）

第二章 基本方針等（第八条・第九条）

第三章 国土強靱化基本計画等（第十条－第十四条）

第四章 国土強靱化推進本部（第十五条－第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条－第二十八条）

附則

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。また、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発している。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、

身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

もつとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆(ぜい)弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くしなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することにより、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱(じん)化の取組を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要で

あるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

二 行政、情報通信、交通その他の国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。

三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、地域の活力の向上が図られ、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。

六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。

二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

四 民間の資金の積極的な活用を図ること。

五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。

七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

第三章 国土強靱化基本計画等

(国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野

二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

(国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靱化実施中期計画)

第十一条の二 政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）を定めるものとする。

2 国土強靱化実施中期計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標

三 国土強靱化に関し実施すべき施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、前号に掲げる施策のうちその推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模

四 前三号に掲げるもののほか、国土強靱化実施中期計画の実施に関し必要な事項

3 第十条第三項から第六項までの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用する。

(国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四章 国土強靱化推進本部

(設置)

第十五条 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 関係行政機関が国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用する。

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。

7 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第十八条 本部は、国土強靱化推進本部長、国土強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部員をもって組織する。

(国土強靱化推進本部長)

第十九条 本部の長は、国土強靱化推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国土強靱化推進副本部長)

第二十条 本部に、国土強靱化推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）及び国土交通大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(国土強靱化推進本部員)

第二十一条 本部に、国土強靱化推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(国土強靱化推進会議)

第二十二条の二 本部に、第十六条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、国土強靱化推進会議（次条において「推進会議」という。）を置く。

第二十二条の三 推進会議は、議長及び委員二十人以内で組織する。

2 推進会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 推進会議の議長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進会議の議長及び委員は、再任されることができる。

5 推進会議の議長及び委員は、非常勤とする。

(事務)

第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第二十四条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討)

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(諸外国の理解の増進)

第二十八条 国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和二年一二月九日法律第七三号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年五月一九日法律第三六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第六十一条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和五年六月一六日法律第五九号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 長門市の特性

(1) 地形・地質特性

ア 地形

本市は、現市役所の位置（東経131度11分 北緯34度22分）を中心として東西に40km、南北に20kmに広がり、ほとんどが山地をもって形成され、平坦地は少ない。東に萩市、南西に下関市、南東に美祢市に接し、北は日本海に面している。当地区の山地は、下関市との境に標高691mの天井ヶ岳を最高に標高600～700mの山が連なり険しい山相を形成している。平野部は、深川川、三隅川、掛漕川を中心に広がっている。

イ 地質・地盤

古生代、中生代、新生代の地層が広く分布し、複雑な地質構造となっているが、このうち、中生代の関門層群に属する砂岩、頁岩、礫岩及び凝灰岩は、比較的ぜい弱で、風化して粘土が生成される。向津具半島の第三紀層は、地すべり防止区域に指定されている。

(2) 気候的特性

長門市は、日本海式気候に属し、対馬海流の影響を受け、年平均気温15～16℃、年間降水量1,700～1,900mm程度で、冬季は北西の季節風が強く曇りがちな天気が続き、山間地で積雪もみられるが、沿岸・平野部では少ない。山間部と平坦部で気温差はあるが、比較的温暖な地域となっている。本市における風による災害は、主として台風によるものである。台風が九州の西から対馬海峡を通過し、日本海へ抜けるとき、最も大きな災害が発生している。また、冬期に長門・萩など県の北部では、黄海や日本海を吹き渡る北西の季節風をまともに受けるため風が強く、急に吹き出して長時間続くことが多く、海は大しけになり船舶の遭難に結びつくことがある。

本市における雨による災害は、台風と梅雨時期の集中豪雨によるものが多い。台風による災害は、台風が九州西方海上と四国西部との間を通過するとき多く発生し、とくに県の西部を通過する場合に最も大きな災害を与えている。ことに近年では、平成21年7月21日の豪雨、平成25年7月28日の大雨と、梅雨前線の影響により、記録的な豪雨が発生している。

また、集中豪雨は、優勢な前線が山口県を通過して東西に延び、停滞するとき起きるもので、この場合前線は九州北部に大雨を降らせ、北上するものが多いので注意を要する。

本市における雪による被害については、あまり記録がないが、平成12年1月の豪雪時には、沿岸・平野部で積雪量が60cmに達した。また、平成22年3月10日の暴風雪では、長門市の主要道路の交通障害が発生し、俵山・日置地区では雪害に伴う停電が発生した。また、平成28年1月24日の異常低温では、市内各地で水道管の破裂が相次ぎ、数日間に及ぶ断水が続く事態となった。

洪水・俵山地区においては、特に大雪による交通マヒ、住宅の崩壊等の発生が予測されることから、雪による災害についても注意を要する。

○長門市の降雨量(下関地方气象台)【統計期間】：平成3年～令和2年

雨量単位 mm

月 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	合計
平均	97.8	86.8	137.7	130.4	146.2	222.5	279.7	198.3	202.0	106.5	99.4	83.5	149.2	1,790.8

○長門市(油谷)特別地域気象観測所の主な極値(下関地方气象台)

区 分		時 期
日最高気温(℃) ※1	36.7	平成30(2018)年8月14日
日最低気温(℃) ※1	-6.1	昭和56(1981)年2月26日
年平均気温(℃)の最高値※1	16.8	平成10(1998)年
日降水量(mm)の最大値	294	昭和60年(1985)年6月23日
1時間降水量(mm)の最大値	78.0	平成27(2015)年8月25日
最大瞬間風速(m/s)・風向※3	29.9南南西	平成28(2016)年4月7日

【統計期間】 昭和51(1976)年1月～令和2(2020)年8月

※1 昭和52(1977)年3月～ ※3 平成21(2009)年3月～

(3)人口分布

人口 30,815 名 (15,491 世帯) は、市の中央部(東深川、西深川)に集中しており、全自治会 225 のうち人口 400 名以上の自治会は 15 ある。少子高齢化の進行により、本市の高齢化率は 44.8% となっている。

○地区別人口等

	世帯数	男	女	計
長門地区	8,841	8,252	9,562	17,814
三隅地区	2,337	2,202	2,509	4,711
日置地区	1,649	1,639	1,741	3,380
油谷地区	2,664	2,218	2,692	4,910
計	15,491	14,311	16,504	30,815

令和6年2月29日現在

3 長門市管理漁港・漁港海岸一覧

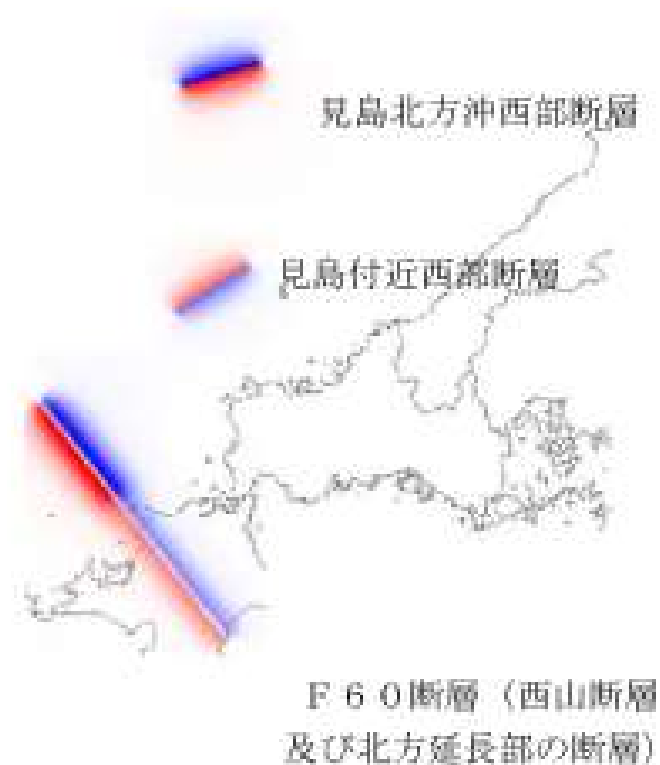
◆漁港名

通漁港	立石漁港
湊漁港	大浦漁港
小島漁港	久津漁港
野波瀬漁港	久原漁港
黄波戸漁港	掛淵漁港
津黄漁港	伊上漁港

◆漁港海岸名

通漁港海岸	大浦漁港海岸
湊漁港海岸	久津漁港海岸
小島漁港海岸	久原漁港海岸
野波瀬漁港海岸	掛淵漁港海岸
黄波戸漁港海岸	伊上漁港海岸
立石漁港海岸	

4 想定断層位置図



5 個別事業一覧

施策分野ごとの推進方針に基づく取組のうち、関係府省庁の交付金・補助金における支援対象の個別事業一覧

2) 住宅・都市／環境

交付金・補助金名	事業名等	所管課	所管省庁
学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金事業 ■大規模改造（空調）事業 ＜仙崎小学校、深川小学校、向陽小学校、俵山小学校、明倫小学校、浅田小学校、日置小学校、油谷小学校、向津具小学校＞	教育総務課	文部科学省
地域未来交付金 （地域防災緊急整備型）	防災備蓄整備事業	防災危機管理課	内閣府（防災担当）

長門市国土強靱化地域計画

令和3年2月発行

(令和6年9月改定)

(令和8年1月改定)

(令和8年3月改定)

長門市企画総務部 防災危機管理課

山口県長門市東深川1339番地2

電話 0837-23-1111

FAX 0837-23-1233